

国立大学法人島根大学公的研究費等の不正使用に関する通報規則

(平成19年島大規則第62号)

(平成19年10月23日制定)

[平成20年9月24日一部改正]

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）が管理する公的研究費等において、不正使用に関する通報制度を設けることにより、本学における不正使用の早期発見及び是正を図るとともに、正当に通報した者が通報したことによって不利益取扱いを受けないよう必要な措置を講じ、もって公正な公的研究費等の使用の確保及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公的研究費等 本学の研究活動に使用する運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究費、受託研究費及び国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。
- 二 不正使用 公的研究費等の不正な使用又はおそれのある行為をいう。
- 三 構成員 職員、派遣職員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）、請負契約その他の契約に基づいて大学の業務を行う者、学生及び研究生をいう。
- 四 通報者 通報を行う者をいう。

(通報・相談窓口)

第3条 不正使用の通報を受け付け、また、不正使用に該当するかどうかの確認等の相談に応じるため、総務部総務課に不正使用通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を置く。

- 2 通報・相談窓口不正使用通報・相談担当者（以下「通報・相談担当者」という。）を置く。
- 3 前2項のほか通報・相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(不正使用に対する通報)

第4条 不正使用を発見した者は、連絡先（職員及び派遣職員にあっては所属部局、請負契約等に基づいて本学の業務を行う者にあつては、当該業務に従事する部局名、学生及び研究生にあっては、所属学部・学科等とする。）、氏名、不正使用を行ったとする職員等の名、不正使用の内容、不正使用とする根拠、その他必要な事項を記載した封書を送付又は電子メールを送信することにより通報することができる。ただし、不正使用の事実が存在することが客観的に証明できる資料がある場合には、通報者の氏名、連絡先を明かさないことができる。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、前条に規定する事実に関する客観的で合理的な根拠に基づき、誠実に通報をするよう努めなければならない。

- 2 通報者は、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって通報してはならない。

(通報の報告)

第6条 通報・相談担当者は、通報を受けたときは、通報者が提出した書面により、学長及び理事をもって構成する不正使用対応委員会（以下「委員会」という。）に報告しなけ

ればならない。

(通報の受理等)

第7条 委員会は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を確認し、通報の趣旨が適正なときは、これを受理し、当該通報が不正な意図又は個人的な感情による通報であると認められる場合は、これを受理しない。

2 委員会は、前項の規定により通報の受理又は不受理を決定したときは、速やかに当該通報の概要及び受理又は不受理の判断結果を不正使用通報報告書(別紙様式第1)により学長に報告しなければならない。

3 委員会は、第1項の規定により通報の受理又は不受理を決定したときは、速やかに通報・相談担当者に当該通報の受理又は不受理の判断結果を書面で通知しなければならない。

4 通報・相談担当者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその内容を通報者(匿名の通報者を除く。第12条において同じ。)に書面で通知しなければならない。

5 前項の通知は、通報・相談担当者が通報を受けた日から20日以内に行わなければならない。

(調査)

第8条 委員会は、前条第1項の規定により通報の受理を決定したときは、速やかに事実確認のための調査を開始しなければならない。

2 通報者及び構成員は、前項の調査に協力しなければならない。

3 前項の規定により調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(調査結果の報告)

第9条 委員会は、前条第1項の規定による調査が終了したときは、調査の結果を不正使用の通報に係る調査結果報告書(別紙様式第2)により学長に報告しなければならない。

この場合において、委員会は、通報の内容が事実であると認めたときは、当該通報に係る不正使用を是正するために必要な措置を検討し、併せて報告しなければならない。

(是正措置等)

第10条 学長は、委員会から前条の報告があり、不正使用があると認めたときは、速やかに当該通報に係る不正使用を是正するために必要な措置を講ずるとともに、その調査結果を文部科学省等の資金配分機関に報告しなければならない。

2 学長は、当該通報に係る不正使用を行ったと認められる者に対して、国立大学法人島根大学職員就業規則(平成16年島大規則第7号)、国立大学法人島根大学非常勤職員就業規則(平成16年島大規則第34号)、国立大学法人島根大学病院診療職員就業規則(平成20年島大規則第86号)、島根大学学則(平成16年島大規則第2号)又は島根大学大学院学則(平成16年島大規則第3号)等に基づく懲戒処分若しくは訓告等(以下「懲戒処分等」という。)、告訴又は告発等の措置を講ずるものとする。

(懲戒処分等の減免)

第11条 学長は、通報者が事実と認められた通報の不正使用に関与している職員、学生又は研究生であるときは、懲戒処分等を減免することができる。

(通報者への通知)

第12条 通報・相談担当者は、第10条の規定により学長が是正措置を取ったときはその内容を、通報の事実がないと認めたときはその旨を、通報者に対し書面により通知する。

(委員会の事務)

第13条 委員会の事務は、関係する部・課・室及び事務部の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(不利益取扱いの禁止等)

第14条 通報者は、正当に通報したことによっていかなる不利益取扱いも受けることはない。

2 正当に通報したことを理由として不利益取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会に申し出ることができる。この場合において、当該通報者が当該通報を行った後に受けた不利益取扱いは、特段の事由がない限り、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

3 委員会は、前項の申出があった場合は、速やかに事実確認を行い、正当な通報を理由として不利益取扱いがなされたと認めるときは、学長に報告しなければならない。

4 学長は、委員会から前項の報告を受けたときは、当該不利益取扱いをした者に原状回復その他の改善を命じるほか必要な措置を取らなければならない。

(悪意による通報への対応)

第15条 学長は、委員会の調査によって、当該通報が悪意（構成員又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）によるものと認められたときは、当該通報者に対し、懲戒処分等、告訴又は告発等の必要な措置を講ずるものとする。

(通報に係る情報の記録と管理)

第16条 通報・相談担当者は、通報に係る通報者の氏名及び通報等の経緯、内容、証拠等の記録を厳重に保管し、これらの記録の漏えい、滅失又はき損の防止に努めなければならない。

(秘密保持義務)

第17条 通報・相談担当者、調査に協力した者、委員会その他通報に関与した者は、通報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運用上の配慮)

第18条 この規則の運用に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないよう配慮しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に関する通報の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

不正使用通報報告書

国立大学法人島根大学長 殿

不正使用対応委員会委員長

印

このたび国立大学法人島根大学公的研究費等の不正使用に関する通報規則第4条に基づく通報がありましたので、同規則第7条第2項の規定によりその概要及び取扱いの判断結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 通報受付日, 番号
平成 年 月 日 第 号
- 2 通報媒体
 書面 (持参 学内便 郵送) 電子メール
- 3 通報者
 匿名 実名
- 4 通報内容
- 5 委員会の判断
 受理 不受理
判断の理由: [
- 6 受理後の対応予定(調査日程, 調査方針等)
- 7 特記事項(緊急に対応すべき事項等)

不正使用の通報に係る調査結果報告書

国立大学法人島根大学長 殿

不正使用対応委員会委員長

印

国立大学法人島根大学公的研究費等の不正使用に関する通報規則第9条の規定に基づき、不正使用の通報に係る調査結果等について下記のとおり報告します。

記

- 1 通報受付日, 番号
平成 年 月 日 第 号
- 2 通報内容(概略)
- 3 調査内容
- 4 調査結果(判断)
- 5 不正使用を是正するために必要な措置等